

所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂本 雅彦
(公印省略)

令和 8 年度公立学校共済組合員等のマイナンバーの届出について (通知)

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

6 公立東京給第 1 2 7 7 号「公立学校共済組合員等の個人番号 (マイナンバー) の取扱いについて (通知)」のとおり、組合員は「組合員資格取得届書」及び「被扶養者申告書」を提出する場合、マイナンバーの届出が義務付けられています。

つきましては、下記のとおり令和 8 年度のマイナンバー登録スケジュール等を送付いたしますので、資格を取得した組合員等への説明等、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 目的

令和 7 年 1 2 月 2 日より、マイナ保険証による受診を基本とする仕組に完全移行しました。マイナ保険証での受診を含め、保険診療を受ける際には、オンライン資格確認等システムへのデータ登録が完了していることが前提とされており、オンライン資格確認等システムを利用するためには、共済組合の資格取得時に、資格取得届等の提出とマイナンバーを届出することが必要です。共済組合へのマイナンバーの届出は、マイナ保険証の利用有無にかかわらず必要ですので、速やかに届出いただくようお願いください。

2 届出の方法

当共済組合では、所属所の負担及び情報漏洩のリスク等を最小限とする観点から、届書等にマイナンバーを直接記載していただく方法ではなく、**組合員本人による Web 登録**の方法により、マイナンバーを届出していただくこととしております。

資格取得時に「マイナンバー (個人番号) 届出に関するお願い」(別紙 4)「マイナンバー Web 登録のご案内」(別紙 5) (以下、「チラシ」という。)を送付しますので組合員に配布 (家族の場合も組合員に配布) し、マイナンバーの届出 (Web 登録) を依頼してください。

3 届出対象者について

(1) 届出対象者

「資格取得届提出者」(本人) 及び「被扶養者申告書」の認定対象者 (家族) について、組合員が Web 登録で届出してください。過去に共済組合にマイナンバーを届出したことがある方が、再就職・再認定された場合も、改めて届出が必要です。

(2) 届出が不要の方

以下の「対象外」の組合員はマイナンバーの届出は不要です。**資格確認書の送付時にチラシを同封してありますが、「対象外」の方はマイナンバーの Web 登録は不要**ですので、その旨伝えてください。

<対象外>

- ・東京都の新規採用教職員 (新規) 及び局間転入職員で、配属前に任命権者経由で既に登録済みの方
- ・組合員種別変更・組合員番号変更・氏名変更・住所変更の方
- ・東京都教育委員会にマイナンバーの届出をする方で二重収集を避けたい方 (8 (2) 参照)

4 令和 8 年度マイナンバー登録スケジュール

別紙 1 「令和 8 年度 マイナンバー Web 登録開始日 (通年)」のとおり

5 マイナンバーコールセンター

公立学校共済組合東京支部では、マイナンバーの収集を日本郵政コーポレートサービス株式会社へ委託しています。Web 登録の方法が分からない、届出が完了したかを確認したい等のお問合せはコールセンターに連絡するよう組合員にお伝えください。また、登録内容に不備があった場合は、上記委託先から所属所に連絡がありますので、組合員へのお取次ぎをお願いします。

日本郵政コーポレートサービス株式会社 マイナンバーコールセンター
03-6733-1856 (平日 9 時から 18 時まで)

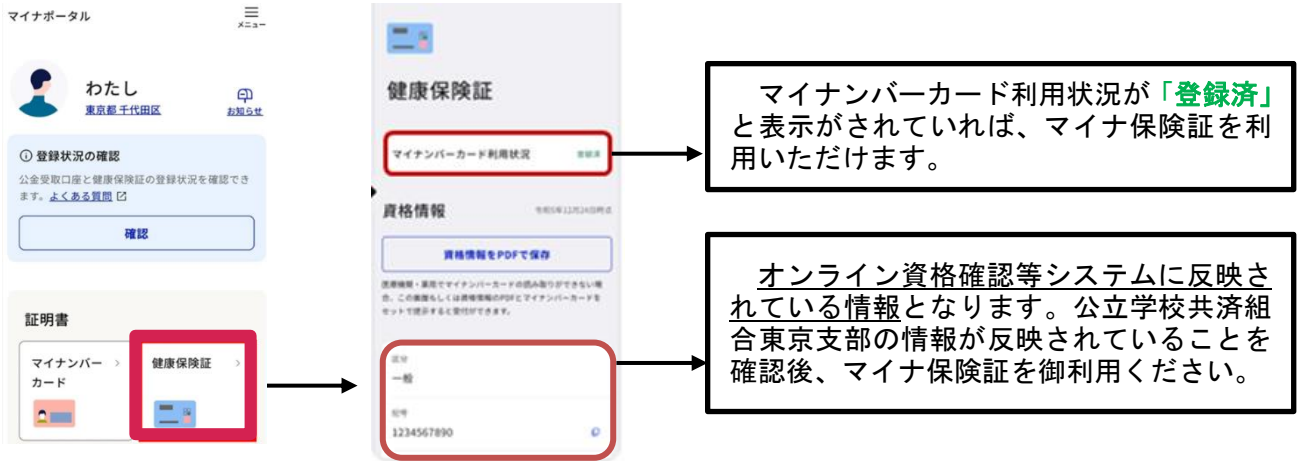
お問合せの際は、最初に以下の項目を伝えてください。
① **公立学校共済組合東京支部** の組合員であること ② 組合員番号 ③ 氏名
※ 共済組合の関係である旨を必ずお伝えください。

6 マイナンバーの届出からオンライン資格確認が可能となるまでの期間

組合員がWeb登録をした後、医療機関でのオンライン資格確認が可能となるまで、**最長2か月程度**かかります。オンライン資格確認が行えない間は、マイナ保険証での受診はできませんので、資格確認書で受診するよう御案内ください。

また、マイナ保険証で受診される前に、マイナポータルにアクセスして医療保険の資格情報画面に公立学校共済組合東京支部の登録（オンライン資格確認で公立学校共済組合東京支部の資格が確認できる状態）がされていることを確認するよう、組合員に御案内ください。

【マイナポータル画面】



7 Q&A

マイナ保険証・オンライン資格確認についてQ&A（別紙2）「マイナンバー収集についてQ&A（別紙3）」を作成しました。組合員等から質問があった際に参考にしてください。

8 その他

(1) 任命権者で収集するマイナンバーについて

公立学校共済組合で収集するマイナンバーは、保険診療の実施等を目的として利用します。一方、源泉徴収票の作成などで利用するため、**任命権者である給与支給機関等からマイナンバーの届出を求められる場合があります。**公立学校共済組合から任命権者へマイナンバーを提供することは目的外利用に当たり法令上できませんので、任命権者からマイナンバー届出の依頼があった場合は、別途御対応ください。

(2) 東京都教育委員会にマイナンバーの届出をする方（都費負担職員）について

任命権者でマイナンバーを収集する目的は、共済組合での収集と異なるため、原則、双方での届出が必要となります。ただし、東京都教育委員会（教育庁人事部人事給与情報課）に届出された場合には共済組合にも提供されます（法令上可能です。組合員及び被扶養者（被扶養者は税法上の扶養親族のみ））ので、**二重届出を避けたい場合は、東京都教育委員会に届出するよう御案内ください**（マイナンバーを共済組合に届出されても、法令上、東京都教育委員会には提供できません）。

なお、東京都教育委員会においてもマイナンバーの「Web登録（赤いチラシ）」が同一の委託業者により行われていますので、混同されることのないようご注意ください。

- ・「Web登録（青いチラシ※チラシ右上に「公立学校共済組合東京支部」の記載）」→共済組合に届出
- ・「Web申請（赤いチラシ※チラシ右上に「東京都教育委員会」の記載）」→東京都教育委員会に届出
→共済組合にも提供

9 添付資料

- (1) 別紙1 「令和8年度 マイナンバーWeb登録開始日（通年）」
- (2) 別紙2 「マイナ保険証・オンライン資格確認についてQ&A」
- (3) 別紙3 「マイナンバー収集についてQ&A」
- (4) 別紙4 「マイナンバー（個人番号）届出に関するお願い」
- (5) 別紙5 「マイナンバーWeb登録のご案内」

※ 令和6年11月26日6公立東京給第1277号「公立学校共済組合員等の個人番号（マイナンバー）の取扱いについて（通知）」は公立学校共済組合東京支部HPの事務担当者ページに掲載しています。**事務担当者ページのログイン方法**は、「福利厚生事務の手引」の裏表紙裏面をご覧ください。



【問合せ先】公立学校共済組合東京支部給付貸付課 資格担当
電話03-5320-6826

